

令和5年第8回羽咋市農業委員会会議録

- 1 日 時 委員会 令和5年8月25日(金)
開 会 午後1時25分 閉 会 午後1時45分
- 2 場 所 羽咋市役所203会議室
- 3 出席委員(8人)
①屋後 浩幸 ②岩城 一成 ④山上 克秀 ⑤長濱 恵司
⑥山本 泰夫 ⑨高田外喜子 ⑪川井 良平 ⑫村 桂司
- 4 欠席委員(4人)
③徳島 伸精 ⑦松生 朋広 ⑧中村 武史 ⑩糀田 幸雄
- 5 農地利用最適化推進委員の出席委員(5人)
⑭松岡 清司 ⑮村田 清二 ⑯大谷 辰伸 ⑰川口 勝博
⑱悦永 秀雄
- 6 農地利用最適化推進委員の欠席委員(7人)
⑬榊谷 武史 ⑲宮下 昇 ⑳平内 義博 ㉑濱名 猛
㉒稲農 幹夫 ㉓瀬戸 清明 ㉔石野 公章
- 7 事務局員 清水事務局長、奥次長、石端主事
- 8 付議案件
(1) 農地法第3条の規定による許可の決定について
(2) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
(3) 農用地利用集積計画について
(4) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 9 議事録署名委員 1番 屋後委員 2番 岩城委員
- 10 会議の結果
議案3件、報告1件についてはいずれも原案のとおり、許可(承認)された。
- 11 会議の概要
事務局長 それでは、ご案内の時間より少し早いんですが、今日出席される方全員そろわれましたので、ただいまから羽咋市農業委員会総会を開催いたします。
それでは、委員さんの欠席届についてご報告いたします。3番、徳島委員、7番、松生委員、8番、中村委員、10番、糀田委員から欠席される旨の報告を受けております。
ただいまの出席委員は8名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき在任委員12人の過半数を超える出席でありますので、本日の委員会が成立していることを報告いたします。
今回の議案について一部訂正がございます。お手元に配付した議案書を基に審議をいたしたいと思っておりますので、差し替えのほうよろしくお願いたします。
それでは、村会長からご挨拶をいただきます。
会 長 (挨拶)
事務局長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の議件につきましてご案内いたします。

- ・議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について
- ・議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
- ・議案第3号 農用地利用集積計画について
- ・報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

となっております。

なお、この会議は会長が議長となりますので、以下の進行をお願いいたします。

議長 では、ただいまから会議を開きます。

本日の議事録署名員に、1番 屋後委員、2番 岩城委員を指名します。よろしくお願ひします。

では、議事に従い、審議に入ります。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」ご説明します。

議案書2ページをご覧ください。

整理番号1番の申請地は〇〇町の畑1筆で、面積は434㎡です。

位置図は4ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、その他によるものです。

譲受人の申請事由は、その他によるもので、贈与による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は当該申請による4aです。

続きまして、整理番号2番の申請地は〇〇町の田5筆と畑1筆で、合計面積は3,240㎡です。

位置図は5ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、相手方の要望によるものです。

譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるもので、売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は当該申請による1,185aです。

続きまして、整理番号3番の申請地は〇〇町の田1筆と畑2筆で、合計面積は708㎡です。

位置図は6ページと7ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、相手方の要望によるものです。

譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるもので、売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は当該申請による7aです。

事務局からの説明は以上です。

議長

ありがとうございます。

では、引き続き、担当委員さんのご意見をお伺いします。

整理番号1番、〇〇委員さん。

担当委員

〇〇町の〇〇さん、〇〇町に在住している方じゃなくて、ここに書いてあるように現住所は〇〇郡〇〇町の方で、譲受人は〇〇市の方なんですけれども、今日確認してきたところ、本人さんはこの畑を誰も管理できないから放棄したいというか、もう誰でもいいからもらってくれと。それをネットワークで、全国ネットで公募して候補者を探した。そこで何人か出てきた方の中からこの〇〇市の〇〇さんに決めて、面会して話をして話がまとまったということで本人さんから聞きました。

現地については〇〇の地図のとおり場所なんですけど、本人さんの意向を一応聞いて、こういうことで問題ないということです。

議長

では、整理番号2番、〇〇委員さん。

担当委員

この郵便が来た16日の日の昼頃、〇〇さんのところへ行って確認したところ、特に問題ありません。

議長

整理番号3番は事務局のほうから。

事務局

それでは、3番についてご説明をさせていただきます。

本来、〇〇委員さんがご担当なんですけれども、今日のご都合が悪くて欠席ということで事前に報告を受けております。

この案件につきましては、代理人の方が中に入っているということで確認をしていただいて、地域としても特に問題はないということでご報告を受けております。

以上です。

議長

ありがとうございます。

それぞれ担当委員さんにご異議なしということですが、何かご意見ございませんか。よろしいでしょうか。

全委員

はい。

議長

では、異議なしと認め、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員

はい。

議長

では、異議なしと認め、原案どおり承認することに決定いたします。

「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書のほうの8ページをお願いいたします。

「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」であります。

整理番号1番につきましては、申請地は〇〇町地内の畑1筆で、面積は19㎡になります。

位置図につきましては9ページのほうをお願いいたします。

では、8ページに戻っていただきまして、申請人は議案書に記載のとおりであります。

転用目的につきましては住宅用地ということで、9ページの写真をご覧いただければ分かるんですが、住宅に入る際の進入路ということになります。

申請地は、農振地域外で第1種中高層住居専用地域に指定されました都市計画区域であることから、第3種農地と判断しております。

生産組合の同意を得ております。

次に、整理番号2番につきましては、申請地は〇〇町の畑1筆で、面積のほうは231㎡になります。

位置図につきましては10ページをお願いいたします。

この下の写真に写っておりますところなんですが、左側のほうに写っているのは、これは〇〇の新しくできた会館になります。会館に隣接しました土地ということになります。

8ページに戻ってお願いいたします。

申請人につきましては記載のとおりであります。

転用目的につきましては、自己住宅用地とするための申請であります。

申請地につきましては、農振地域内の農用地外にあり、一団の農地が10ha未満の第2種農地と判断しております。

生産組合の同意を得ております。

次に、整理番号3番につきましては、申請地は〇〇町の田1筆で、面積は598㎡になります。

位置図につきましては11ページになります。

〇〇町地内の旧の県道沿いに面した土地になります。

8ページをお願いいたします。

申請人につきましては議案書の記載のとおりであります。

転用目的につきましては、自己住宅用地とするための申請であります。

申請地につきましては、農振地域内の農用地外にあり、一団の農地が10ha未満の第2種農地と判断しております。

生産組合の同意を得ております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、担当委員さんのご意見を伺います。

整理番号1番、〇〇委員さんですが、事務局。

事務局 〇〇委員さんにつきましてもご都合悪く、今日は欠席ということで先日報告のほうを受けております。

少しご説明をさせていただきます。

9ページのほうお願いいたします。

今回、この赤く斜線を引いた土地につきましては、奥のほうの方の進入路の幅が狭いということで、それを確保するために購入、5条申請ということで、双方お聞きしたところ、特に問題がないということであったとい

うふうにご報告をいただいております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

整理番号2番、〇〇委員さん。

担当委員 事務局のほうから依頼がありまして、先般、〇〇さんのほうへ伺って聞いたところ、譲受人は、これは息子さんです。息子さんが外のほうへ出ていて、こちらのほうへ帰ってくる方向になったということで、今まで、以前にも話があったんですがなかなか折り合いがつかず、二世帯住宅等を考えていても話がつかんで、結局この〇〇さんが以前から持っておられた畑地で息子さんが新たに家を建てるという方向になったということです。

また、これに関しては、町会並びに生産組合長の同意を得ていますので何ら問題はないと思っておりますので、どうかよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。

整理番号3番は〇〇委員ですが、事務局、お願いします。

事務局 〇〇委員さんにつきましても本日はご都合が悪く欠席ということで、代わりに報告をさせていただきます。

11ページのほうが位置図になりますが、ここにつきましても、もともと〇〇町においでの方が今〇〇に戻られて住宅を建てるということで、周りにつきましても住宅等々立ち並んだ区域ということで特に問題がないというふうにご報告を受けております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

それぞれ担当委員さんにご異議なしということですが、何かご意見ございませんか。

なければ、原案どおり上申してもよろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 では、「議案第2号」は異議なしと認め、原案どおり上申することに決定いたします。

次に、「議案第3号 農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第3号 農用地利用集積計画について」ご説明します。

議案書14ページをご覧ください。

利用権設定の概要です。

今回は畑7筆の設定があり、合計面積は9,392㎡です。

権利設定期間別に見ますと、10年以上の畑が7筆の権利設定となっております。

申請件数は、貸手農家が5件、借手農家が1件となります。

各筆明細の一覧は、議案書15ページに記載しております。

申請件数は5件で、全てが新規設定となります。また、今回申請されたもの全てが、農地中間管理機構を利用した集積計画一括方式による設定です。

案件全てが農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の規定要件を満たしております。

事務局からの説明は以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局より説明がありました。何かこれについてご意見があればお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

なければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、「議案第3号」は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」ご説明します。

議案書16ページをご覧ください。

今回、解約される農地は3筆で、面積は1,300㎡です。

対象地、貸付人、借受人及び解約の概要は議案書に記載のとおりです。

事務局からの説明は以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局より「報告第1号」について報告がありました。これについて何かご意見があればお願いします。

全委員 なし。

議長 なければ、報告どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、「報告第1号」は報告のとおり承認することに決定いたします。以上で本日の全議案の審議が終了しました。

終 了

議事録署名人 会長

署名人

署名人